

勤勉手当の支給月数について

1 支給月数（市長部局のうち、校園を除く）

(1) 令和4年12月期

ア 再任用職員以外の職員

(原資) 1.050月

相対区分	技能労務職以外		技能労務職	
	行政職 1～5 級相当		1～3 級	
第1区分	1.162		1.210	
第2区分	1.122		1.154	
第3区分	1.066		1.074	
第4区分	1.038		1.038	
第5区分	A	1.025	1.025	
	B	0.988	0.988	
	C	0.950	0.950	

イ 再任用職員

(原資) 0.500月

相対区分	技能労務職以外		技能労務職	
	行政職 1～5 級相当		1～3 級	
第1区分	0.514		0.514	
第2区分	0.507		0.507	
第3区分	0.500		0.500	
第4区分	0.487		0.487	
第5区分	A	0.481	0.481	
	B	0.473	0.473	
	C	0.465	0.465	

## (2) 令和5年度以降

### ア 再任用職員以外の職員

(原資) 1.000月

相対区分	技能労務職以外		技能労務職	
	行政職 1～5 級相当		1～3 級	
第1区分	1.156		1.204	
第2区分	1.093		1.125	
第3区分	1.015		1.023	
第4区分	0.938		0.938	
第5区分	B	0.925	0.925	
	C	0.888	0.888	
	D	0.850	0.850	

### イ 再任用職員

(原資) 0.475月

相対区分	技能労務職以外		技能労務職	
	行政職 1～5 級相当		1～3 級	
第1区分	0.503		0.503	
第2区分	0.489		0.489	
第3区分	0.475		0.475	
第4区分	0.448		0.448	
第5区分	B	0.442	0.442	
	C	0.434	0.434	
	D	0.426	0.426	

## 2 勤勉手当の支給総額を超える場合の調整

上記の支給月数で支給する場合の勤勉手当支給額の総額が、条例により定められている勤勉手当の支給総額（支給対象職員の勤勉手当基礎額に扶養手当及びこれに対する地域手当を加算した額に対し、原資月数を乗じて得た額の総額）を超える場合は、超えないよう月数を調整する。

## 3 その他

原資月数の改定等がある場合は、支給月数を再計算する。